

GIGA スクール構想第 2 期を見据えた学習用端末更新に係る 令和 8 年度共同調達仕様書

Microsoft Windows 端末

1. 共同調達の目的

佐賀県教育委員会事務局教育 DX 推進グループ（以下、「県」という。）が、令和 8 年度に GIGA スクール構想第 2 期を見据えた学習端末更新を予定する佐賀県内の市町を対象に、共同調達形式による調達を実施することにより、市町における職員の事務負担軽減を図る。

2. 共同調達の概要

（1）共同調達の対象は、下記に示す佐賀県内市町（以下、「対象団体」という。）の学習用端末とする。

番号	市町名	住所
1	佐賀市	佐賀県佐賀市大財三丁目 11 番 21 号
2	唐津市	佐賀県唐津市西城内 1 番 1 号
3	伊万里市	佐賀県伊万里市立花町 1355 番地 1
4	神埼市	佐賀県神埼市神埼町鶴 3542 番地 1

- （2）調達後の具体的な契約方法については、買取り方式・リース方式の両方に対応できるものとし、最優秀提案事業者（以下、「選定業者」という。）は各市町と協議して対応すること。
- （3）使用開始日から 60 ヶ月の利用を想定すること。
- （4）サプライチェーンリスクに考慮した端末を選定すること。

3. 共同調達の範囲

- （1）本共同調達に係るパソコン納入の仕様及び数量等は、以下及び別紙 1 の「令和 8 年度学習用端末共通仕様書」に示すとおりとする。
- ただし、数量については公示日時点での数値であり、契約時の数量及び変更に伴う契約額の増減については本共同調達で決定した単価に基づき各市町と協議して対応すること。

- (ア)パソコン本体及びキーボード（端末）
- (イ)付属品（タッチペン・画面保護フィルム）【オプション】
- (ウ)OS（インストール済み）
- (エ)キッティングサービス【オプション】
- (オ)端末管理機能（MDM）【オプション】
- (カ)ソフトウェア【オプション】

なお、ソフトウェア類、周辺機器類、各市町がそれぞれに運用・保守を実施している各基幹業務システム及び情報系ネットワークに係る部分等については、本共同調達の対象外とする。

- (2) 付属品（タッチペン・画面保護フィルム）、キッティングサービス、端末管理機能（MDM）、保守保証、ソフトウェアはオプションとし、市町毎に契約するか選択できること。
- (3) オプションについては、「必須提案オプション」と「任意提案オプション」の2種類があるため、別紙2に記載の事項に基づき提案すること。

4. 端末の特記仕様

(1) 共通仕様

- ・Wi-Fi専用端末及びモバイル通信機能を有する端末について別紙1「要求仕様」表を参照し提案すること。
なお、モバイル通信機能を有する端末の台数については別紙1「市町1人1台端末更新情報」を参照すること。
- ・タッチペンの本数は導入する端末の台数と同数以上とする。

【必須項目】

- ・MIL-STD-810H規格に準拠した試験をクリアしていること
- ・メーカーまたは第三者機関によるMIL-STD-810H規格に準拠した試験をクリアしたことを証明する証明書を提案書の提出期限までに提出すること。
- ・別紙2「2.任意提案オプション（1）端末の複数提案」に記載の事項に基づき提案する場合においても、提案端末毎に証明書を提出すること。

【必須項目（基準）】

- ①High Temperature MIL-STD-810H Method 501.7
- ②Vibration,integrity MIL-STD-810H Method 514.8
- ③Shock MIL-STD-810H Method 516.8
- ・一体型の場合は、児童が端末を折り曲げてしまうことを想定し、360度回転する形状とする。
- ・端末本体は、Microsoftの認定を受けた製品であること。（Windows OSを搭載

しても、Microsoft が認定していない製品は対象外)。

- ・端末管理機能（MDM）はオプションとして必要としている市町分を導入すること。詳細は別紙1「令和8年度学習用端末共通仕様書」のとおり。
- ・端末本体は、テレビの受信機能がないこと。

(2) モバイル通信機能を有する端末

- ・モバイル通信機能はLTE通信を利用できること。
- ・e-SIM又は物理SIMが利用できる端末であること。
- ・LTE回線については本共同調達の対象外とする。

5. 選定業者の決定方法

(1) 県を調達窓口とする枠組で実施することとし、対象団体の調達責任者が、佐賀県教育委員会事務局教育DX推進グループ推進監に提案事業者の選定行為を委任し、選定業者を決定するものである。

なお、本業務は各市町の令和8年度当初予算成立後、速やかに業務を開始できるようするため、予算成立前の準備行為として実施するものである。

このため、令和8年度予算が成立した場合は、対象団体と選定業者との間で、契約締結に向けた手続を行うが、対象団体との協議が成立しなかった場合には、手続を中止する可能性がある。また、予算が成立しなかった場合も手続を行うことができないため、選定業者となっても、契約に至らないことがあり得ることを十分に留意の上参加すること。

(2) 端末管理機能（MDM）を選択した市町に対しては、オプション金額がわかるよう見積書の明細を作成すること。

(3) 契約締結に向けた手続では県や市町の求めに応じて費用内訳を提示すること。

6. 基本要件

(1) 選定業者は、パソコンの納入に当たっては各市町と調整のうえ、実施すること。

(2) 各市町への納入するパソコンについては、それぞれ本仕様書に示す要件に適合したものであり、かつ、「国による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に準拠したものであること。

なお、選定業者は、仕様書に規定する事項又は解釈に疑義のある事項については、各市町の担当者の指示又は承認を受けること。

(3) 選定業者は、納入するパソコンの全てについて、構成上必然的に必要となる物品については、仕様書記載の有無にかかわらず、全て納入すること。

(4) 本共同調達対象市町に納入する端末は同一メーカーの同一型番であること。

但し、モバイル通信機能を有する端末については Wi-Fi 専用端末と同一メーカーであることとするが異なる型番でも良い。

- (5) キッティングを要望しない市町については、納入するパソコンに関する初期設定作業及び各市町の庁舎、現地機関、学校等への配布・展開は、本共同調達の範囲外とするが、市町側から有償によるこれら作業部分に係る協議、相談等があった場合は、誠意をもってこれに対応すること。
- (6) 本共同調達に係るパソコンについては、5 年以上保守可能なものを提供すること。
- (7) 本共同調達に係るパソコンについては、中古又はリユース品は認めない。
- (8) OS は使用開始時点から 5 年以上バージョンアップ及びパッチ提供が可能なこと。
- (9) 選定業者は、契約期間中において自然故障が発生した場合は新品交換又は修理対応をすることとし、送料、梱包材処分など、交換時に発生する費用については選定業者が負担すること。
- (10) 選定業者は、保証期間内（使用開始後 1 年間を想定）において各市町へ納入したパソコンに故障、不具合等が発生した場合（故意及び過失を除く）は、無償にて修理等の対応を行うこと。
この場合において、受付、パソコンの受け取りから修理完了、返却までの間の代替機等については、別途各市町との協議のうえ定めるところとする。
- (11) 使用開始日から 1 年間は、契約不適合責任期間とし、納入物が本仕様書に適合しない旨の通知が市町からあった場合には、選定業者の責任及び負担において納入物の修正等の対応をすること。
- (12) 選定業者は、本共同調達の実施に当たり、各市町と行う打合せ、報告等に関する議事録を作成のうえ、当該市町にその都度提出し、内容の確認を得ること。
- (13) 選定業者は、納品後、選定業者が納品する製品に関するスタートアップガイドや基本操作の説明書等の利用マニュアルをキッティング業者へ配布すること。
- (14) 選定業者は、納品後、キッティング業者と協議の上、納品した物品に関して操作説明の実施を行うこと。
- (15) 選定業者は、契約期間中において、各市町又はキッティング事業者からの納品物における技術的な問合せについて対応すること。

7. 納入場所

- (1) 各市町が別途指定する佐賀県内の場所とし、原則、1 市町当たり 1 箇所とする。
※各学校への納入は別途市町で調達するキッティング契約で実施予定。
ただし、本共同調達にてキッティングを要望する市町においては、各学校へ納品

するものとする。

なお、各学校への納品を行う際は別紙3を参照すること。

- (2) 納品場所と時期は各市町と調整し、それまでは選定業者で納品物を保管すること。その際に必要となる費用は選定業者が負担すること。

8. 納入期限

各市町における納入期限は、以下のとおりとする。

番号	市町名	パソコン納入期限	パソコン使用開始予定日
1	佐賀市	令和8年9月30日（水曜日）	令和9年1月4日（月曜日）
2	唐津市	令和8年9月30日（水曜日）	令和9年2月1日（月曜日）
3	伊万里市	令和8年9月30日（水曜日）	令和9年4月1日（木曜日）
4	神埼市	令和8年11月30日（月曜日）	令和9年4月1日（木曜日）

- (1) 選定業者は、納入完了まで詳細なスケジュール表を各市町に提出し、それぞれ承認を得ること。
- (2) 選定業者は、各市町の納入期限を遵守するとともに、各市町との打合せ、報告等を主体的に行うこと。
- (3) パソコン納入期限は選定業者が本共同調達で調達する製品及びサービスを納入場所に納品する期限とし、キッティングの期間は含めていない。
本調達でキッティングが必要な市町は、別途協議を行いパソコン使用開始予定日までに納入すること。

9. 納入、検品及び現地調整

- (1) 納入場所への搬入に関する費用は、選定業者において負担すること。
- (2) 納入場所への輸送時の破損に注意すること。また、搬入時は納品場所の設備や備品を傷つけないよう配慮すること。
- (3) 納入場所への搬入については、各市町と協議のうえ、当該市町職員等の日常業務に支障のないよう配慮のうえ日時を決定し、実施すること。
- (4) 選定業者は、各市町への納入場所において担当職員の立ち合いのもと、検品及び確認をうけること。
また、納入するパソコンについて、各市町から納入期限前に実機による機能審査を求められた場合は、これに応じること。
- (5) 選定業者は、搬入の際に出たすべての資材等を撤去し、適切に処理すること。
- (6) 納品する際ににおいて、各種端末のOSやソフトウェアのバージョンは統一した上

で出荷すること。なお、それらのバージョンは最新とするが、具体的な内容については市町と協議し、決定すること。

- (7) 納入時までに契約物品（タッチペン含む）の後継モデル又は後継バージョンが発売された場合で、やむを得ない場合は、契約物品を後継モデル又は後継バージョンへ変更することを可能とする。ただし、契約金額に変更のないことを条件とし、各参加自治体との協議を経るものとする。
- (8) 機器等の梱包は選定業者が開封し、外観上・機能上の破損等がないか確認すること。具体的な方法については、各市町と協議の上、対応すること。また、搬入に係る梱包資材等の不要物については、選定業者が持ち帰ることとし、選定業者の責任において適切に処分すること。
- (9) 機器等の搬入後、担当者の指示に従い動作確認を行うこと。ただし、動作確認及び動作確認に必要な機器等に係る費用は、すべて選定業者が負担すること。
- (10) 納品状況の写真を撮影し、発注者に提出すること。
- (11) 納入完了後、提出図書について担当者の検査を受けることとし、これに合格したことをもって検収とする。
- (12) その他、輸送、納入、検品等の詳細に関しては、選定業者が各市町及びキッティング事業者と主体的に協議のうえ決定すること。

10. 更新対象機器の回収・処分

- (1) GIGA スクール第一期で調達した機器は、各市町が回収を希望する場合、各市町と協議のうえで、回収すること。詳細な対応内容は各市町と協議の上、適切に実施すること。なお、各学校単位で回収することも見込んでおくこと。
各市町の回収台数は、別紙 1 の「令和 8 年度学習用端末共通仕様書」に上限値として示す。
- (2) 回収時期については、各市町と別途協議し、各市町の要望に対応すること。
- (3) 端末の処分方法については、文部科学省発出の事務連絡「GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」に則り、以下を適切に対応できる体制が準備できることをプロポーザル審査会時に提案書で提示すること。
 - ・ 小型家電リサイクル法認定事業者による適正な処分を取れる体制
 - ・ 端末データ消去の証明書を提出できる体制
 - ・ データ消去証明書については最低限 NIST-SP800-88 の基準に則った体制
- (4) 選定業者は、県及び各市町の求めに応じて、データ消去、リユース、リサイクル又は廃棄を適切に実施すること。
以下に情報の提示例を示す。

- ・データ消去を行った機器のデータ消去証明書をもって証明する。
 - ・リユース、リサイクル又は廃棄を行った機器のリユース証明書、リサイクル証明書、廃棄証明書のいずれかをもって証明する。
- (5) 上記業務は共同調達業務の対象外であり、共同調達後の無償での対応を想定している。なお、詳細な対応内容は各市町と協議のうえ適切に実施すること。

11. 提出図書

- (1) 納品物一覧表
納品物の一覧表を作成し、品名、型番、シリアル番号、MAC アドレス、付属品等、保守運用に必要な情報を記載すること。
- (2) 構成情報
納入物品の構成品（パソコンの CPU、メモリ等）、インストールしたソフトウェア等を記載した資料を作成すること。
- (3) ライセンス証書
ソフトウェアの使用許諾を示すライセンス証書又はそれに代わる権利を保証する書面等がある場合は、それを設置場所毎にファイリングすること。
- (4) 取扱説明書
納入物品に添付される取扱説明書等がある場合は、それを設置場所毎にファイリングすること。
- (5) 提出方法
上記の各提出図書を全てまとめた電子媒体 1 部及び紙媒体 1 部を提出すること。
ファイル形式は、Excel 形式、pdf 形式、MS-Office 形式のいずれかとすること。なお、パソコンの取扱説明書等で電子データが無い場合は、紙媒体のみ提出すること。

12. 機密保持、情報セキュリティに関する責任、法令等の順守等

- (1) 知的財産等の帰属については、別途締結する各市町との契約書による。
- (2) 機密保持
 - (ア) 選定業者は、本共同調達に係る作業を実施するに当たり、県又は各市町から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め、契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本共同調達に係る作業以外の目的で使用してはならない。
ただし、次のいずれかに該当する情報については、除くものとする。
 - ・取得した時点において、既に公知であるもの
 - ・取得後において、選定業者の責によらず公知となったもの

- ・法令等に基づき開示されるもの
- ・県又は各市町から秘密ではないと指定されたもの
- ・第三者への開示又は本共同調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に県又は各市町との協議のうえ、承認を得たもの

- (イ)選定業者は、県又は各市町の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、又は複製してはならない。
- (ウ)選定業者は、本共同調達に係る業務に関与した選定業者の所属要員が異動した後においても、機密が保持されるための措置を講じるものとする。
- (エ)選定業者は、本共同調達に係る検収後、選定業者の事務所内部に保有・保管されている本共同調達に係る県又は各市町に関する情報について、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消するとともに、県又は各市町から貸与されたものについては、検収後1週間以内に返却するものとする。

(3) 情報セキュリティポリシー等の遵守

- (ア)選定業者は、各市町が別に定める「情報セキュリティ基本方針」等を遵守すること。
- (イ)選定業者は、個人情報の扱いについて、各市町が別に定める規定等を遵守すること。

(4) 情報セキュリティを確保するための体制の整備

- (ア)選定業者は、各市町が定めるセキュリティポリシー等に従い、選定業者の組織全般のセキュリティを確保するとともに、各市町から求められた本共同調達に係る業務の実施における情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。
- (イ)選定業者は、各市町の個人情報保護のための体制を整備すること。

(5) 法令等の遵守

- (ア)選定業者は、民法（明治29年法律第89号）、刑法（明治40年法律第45号）、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）等の関係法規を順守すること。
- (イ)選定業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び選定業者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

13. その他

- (1) 選定業者は、納入、検品等において発生した廃棄物について、選定業者の責において適正に処分すること。

- (2) 選定業者は、契約書及び各市町の仕様書に明記されていない事項において構成上必然的に必要となる物品、作業等がある場合は、事前に当該市町と協議のうえ定め、選定業者の責において実施すること。
- (3) パソコン納入業者（選定業者）の体制
- （ア）選定業者は、本共同調達の責任者として、業務全体を十分に管理できるものを主たる担当者とすること。また、本共同調達の遂行に関する実施体制を各市町へ報告すること。
- （イ）選定業者は、本共同調達の遂行に当たり、外部組織、協力会社等が存在する場合は、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統等を明確にすること。
- （ウ）選定業者は、本共同調達を完了させることができた能力及び人員をチームとして計画、編成すること。
- （エ）選定業者は、通常及び緊急時において迅速な連絡を可能とすること。また、問題等発生時の対応体制を明確にし、各市町へ提示すること。
- (4) 業務に伴う経費
- （ア）本共同調達に必要な道具類、各種媒体、事務用品等の調達並びに通信費、交通費等については、選定業者の負担とする。
- （イ）パソコンの初期確認等において必要な作業場所の確保、作業に係る電気料金等は、選定業者負担とする。一方で納品時の作業場所や検品に係る作業場所の確保や電気料金等は各市町の提供、負担とする。

(5) その他

○公立学校情報機器整備事業費補助金による補助額

「補助基準額（税込 55,000 円）×整備台数×2/3（千円未満切捨）」と「補助対象となる端末本体等相当額×整備台数×2/3（千円未満切捨）」のいずれか低い額

共同調達仕様書

市町 1 人 1 台端末更新情報

番号	市町名	OS	調達台数 (児童生徒用)	調達台数 (指導者用)	リース/購入	回収台数
1	佐賀市	Windows	16,256 台	0 台	購入	15,418 台
2	唐津市	Windows	10,147 台 (内 LTE 端末：10,147 台)	1,130 台 (内 LTE 端末：1,130 台)	購入	10,969 台
3	伊万里市	Windows	4,291 台	0 台	購入	4,622 台
4	神埼市	Windows	868 台	248 台	購入	856 台

「必須提案オプション」調達希望一覧表

凡例：
 ○ 購入希望あり
 △ 任意購入
 — 購入希望無し

番号	市町名	補助対象						補助対象外				
		(1)タッチペン		(2)端末管理機能 (MDM)		(3)キッティング	(4)端末本体カバー	(5)画面保護フィルム	(6)Web フィルタリングソフト		(7)保守保証	
		(1)	(2)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(2)	(1)	(2)
1	佐賀市	△ 16,256	△ 16,256	—	—	—	—	—	—	—	—	
				—								
2	唐津市	△ 11,277	△ 11,277	—	—	—	—	—	—	—	—	
				—								
3	伊万里市	○ 4,291	—	△	△ 4,291	—	—	—	—	—	○ 4,291	
				数量：4,291 期間：令和9年4月1日～5年間								
4	神埼市	—	○ 1,116	△	—	—	△ 1,116	—	—	—	—	
				数量：1,116 (内指導者用 MDM：248) 期間：令和9年4月1日～5年間								

※①, ②は別紙2を参照

要求仕様表

① Microsoft Windows パソコン

(Wi-Fi 専用端末及びモバイル通信機能を有する端末共通)

分類	要求仕様
OS	Microsoft Windows 11 Pro/Education 相当
CPU	Intel Processor N100 と同等以上 ※Intel 社製に限定するものではない ※Intel Processor N100 以外の CPU を提案する場合は 同等以上であることを証明すること
ストレージ	128GB UFS 以上
メモリ	8GB 以上
画面	10~14 インチ、タッチパネル対応
無線	IEEE802.11 a/b/g/n/ac/ax 以上
キーボード	1) ハードウェアキーボード：日本語キーボードであり JIS 規格に対応していること 2) 液晶部が 360 度回転するコンバーチブル機能を有すること 3) 防滴仕様、キートップが外れにくい工夫がされていること
カメラ機能	1) インカメラ 2) アウトカメラオートフォーカス機能対応
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子を 1 つ以上有していること
外部接続端子	・ USB3.0 以上の規格であって USB Type-C PD(Power Delivery)に対応したポートを 1 つ以上有していること ・ 上記仕様に満たない場合は、社外製品を取り付けることで 充足しても良い
バッテリ稼働	約 12 時間以上 (JEITA3.0 測定法に基づく測定時)
重さ	1.5kg を超えないこと (本体及びハードウェアキーボード)
その他	端末を適切に運用するための以下の機能を有していること ・ 端末の稼働状況を把握できる機能 ・ 適切なセキュリティ対策としての以下の機能 (ア) マルウェアから端末を保護する機能 (イ) ストレージにデータを暗号化して保存する機能 (必要に応じて利用可能であればよい) ※本項目は MDM の調達希望市町のみ対象 OS メーカ (端末の OS と異なるものでもよい) が標準的に提供する教科横断的に活用できるソフトウェアを学習用ツール

		<p>として整備すること</p> <p>※本項目は MDM の調達希望市町のみ対象</p>
		<p>端末の堅牢性・耐久性を確認する観点で、MIL-STD-810H を取得していること</p> <p>また、堅牢性・耐久性向上の観点で、端末本体のカバー、画面保護フィルムを添付してもよい</p>
		<p>MIL-STD-810H 規格に準拠した試験をクリアしていること</p> <p>【必須項目（基準）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① High Temperature MIL-STD-810H Method 501.7 ② Vibration ,integrity MIL-STD-810H Method 514.8 ③ Shock MIL-STD-810H Method 516.8
② 保守・保証 (Wi-Fi 専用端末及びモバイル通信機能を有する端末共通)		
	保証期間	<ul style="list-style-type: none"> ・製品には利用開始から 1 年間の保証期間を有すること ・保証期間内の修理にかかる往復の送料は無料であること
	保守実施拠点	日本国内において保守を実施する拠点を有すること
③ モバイル通信機能		
	LTE 通信	<ul style="list-style-type: none"> ・e-SIM 又は物理 SIM が利用できること ・e-SIM は端末本体に内蔵された端末一体型であること ・物理 SIM は端末本体が有するスロットに挿入できること

別紙2：オプション

1. 必須提案オプション

以下の項目については、①、②それぞれ必ず提案すること。

各市町教育委員会が要望する内容について別紙1「「必須提案オプション」調達希望一覧」を参照の上、提案すること。

別紙1「「必須提案オプション」調達希望一覧表」にて「△（任意購入）」としている製品及びサービスは、提案必須だが契約の可否は市町に委ねるものとする。なお、必須提案オプションは市町教育委員会と別途個別に契約を行うものとする。

(1) タッチペン

①以下の内容を充足するタッチペンについて提案すること

- ・端末メーカーの純正品であり、本体収納又はマグネットで着脱が可能な製品であること

②以下の内容を充足するタッチペンについて提案すること

- ・追加購入等の運用を見越し5年間継続して経済的且つ安定的に提供できる製品又はサービスであること
- ・事前に導入する端末との検証を行うなど、確実に動作保証できるものとすること
- ・提案するタッチペンが有する機能が利用できること
- ・パームリジェクション機能を有すること
- ・②の内容を充足するタッチペンの提案は1つまでとし、複数提案を認めない。

(2) 端末管理機能（MDM）

①以下のMDMについて提案すること

- ・Microsoft 365 A1 for device GIGA 2.0 Promo

(3) キッティング

①以下の内容を充足するキッティングサービスについて提案すること

ただし、詳細なキッティング内容については、市町と個別に協議を行い決定すること。

なお、市町との協議の結果キッティング項目が一部不要となる場合は、選定業者はキッティング項目に応じて減額対応に応じること。

- ・OS のインストールおよび初期設定
　　なお、ドライバーを含む初期設定を行うこと
- ・MDM の初期設定
- ・M365 へのアカウント登録
- ・MAC アドレス登録
- ・学校およびクラス単位のグループ作成
- ・各学校の Wi-Fi 構成プロファイル登録および配布
- ・端末が利用するソフトウェアの使用設定
　　なお、フィルタリングエージェント等を含む使用設定を行うこと
- ・端末が利用するソフトウェアの配信設定
- ・端末へのショートカット配布設定
- ・MDM での紛失、盗難の際のリモートワイプ設定
- ・Web フィルタリングの設定および端末へのエージェント配布
- ・Web フィルタリングとアカウント連携
- ・共同調達での購入品のみを対象とした付属品等の装着作業
- ・再セットアップ用のリカバリメディアの作成及び納品
　　なお、クローニングの場合はイメージを含む
- ・端末管理番号が記載しているシールの貼付
- ・アダプタ及び本体の各学校の充電保管庫への納品
　　なお、モバイル通信機能を利用するための設定は市町にて対応する

(4) 端末本体カバー

本業務において端末本体カバーは含まれないが、任意提案オプションとして提案を行うことは可能とする。

なお、詳細は 2.任意提案オプション (2) ①を参照すること。

(5) 保護フィルム

- ①以下の内容を充足する画面保護フィルムについて提案すること
- ・提案する端末に適応しているフィルムであること

(6) Web フィルタリングソフト

本業務において Web フィルタリングソフトは含まれないが、任意提案オプションとして提案を行うことは可能とする。

なお、詳細は 2.任意提案オプション (2) ②を参照すること。

(7) 保守保証

本業務において保守保証は含まれないが、任意提案オプションとして提案を行うことは可能とする。

なお、詳細は2.任意提案オプション (2) ③を参照すること。

ただし、修理にかかる費用については、故障の分類毎に提示すること

(8) ソフトウェア

①以下の内容を充足するソフトウェアについて提案すること

- ・Windows Server 2025 デバイス CAL (アカデミックライセンス)

2. 任意提案オプション

以下項目は提供が可能なものについて提案を行うこと。

業者選定後、各市町教育委員会と採否を協議し、契約締結に向けた手続きを行うこと。

本項目で提案される事項については、原則本共通仕様書の内容を満たすこと

(1) 端末の複数提案

仕様書本紙3 (1) (ア) で提案する端末（以下、メイン端末という。）の他、複数端末（以下、サブ端末という。）を提案すること。

提案する場合は以下項目を参照すること。

なお、サブ端末が採択されるとメイン端末の調達数量が減ることになるが、その場合において、プロポーザル審査会時の提案金額が変更されることは認めない。

- ① サブ端末はメイン端末と異なる型番、異なるメーカー及び異なる型番から複数提案してよい。
- ② サブ端末として提案する端末はWi-Fi専用端末とモバイル通信機能を有する端末のどちらか一方の提案も可とする。
- ③ サブ端末は「別紙1：令和8年度学習用端末共通仕様書」を満たす仕様であること。ただし、端末の形状、バッテリ稼働、タッチペンの仕様についてはこの限りではない。
- ④ サブ端末の価格、端末性能、メーカーオプション等の内容は審査の対象外とする。
- ⑤ サブ端末の提案にあたってはメイン端末の提案と混在しないよう、明確に分けて記載すること。
具体的には以下内容を記載すること。
(ア) メイン端末との仕様の相違点

- (イ) メイン端末との価格の相違点
 - (ウ) サブ端末へ変更することに伴う、各種サービス内容の相違点
 - (エ) サブ端末のスペックやサービスの変更可否を示すこと。
変更が可能な場合は、その変更可能な内容及び価格、加えて条件を明示すること。(例:メモリを増設することが可能等。)
- ⑥ 提案するサブ端末において、納期遅延が発生しない端末のみ提案すること。
当然サブ端末採択における、メイン端末を選んだ市町の納期遅延は許容されない。
そのため、選定業者はメイン端末及びサブ端末の選択期限を併せて提案すること。

(2) その他

- ① 端末本体カバー
 - (ア) 以下の内容を充足する端末本体カバーについて提案すること
 - ・提案する端末に適応しているカバーであること
- ② Web フィルタリングソフト
 - (ア) 以下の内容を充足する Web フィルタリングソフトについて提案すること
 - ・フィルタリングを URL で判定するソフトであること
- ③ 保守保証
 - (ア) 予備機保管について提案すること
 - (イ) 端末の長期利用におけるバッテリ劣化を想定したバッテリ交換について提案すること

また、上記の他修理にかかる費用を故障の分類毎に提示すること

- ④ 佐賀県内 IT 産業及び学校教育への貢献が可能なサービスの提案
 - (ア) 仕様書記載の有無にかかわらず、利用者にとって有益な機能を有するサービス等があれば提案すること。
なお、提案の件数については特段制限するものではない。
<想定されるサービスの例>
 - ・児童生徒にとって教育的効果が高いサービス
 - ・学びを止めないサービス
 - ・その他、事業者が有益と思われるサービス

以上